



平成21年10月29日

各 位

会 社 名 株式会社 高 島 屋
代表者名 取締役社長 鈴木 弘治
(コード：8233 東証・大証第1部)
問合せ先 執行役員 広報・IR室長 安田洋子
(TEL. 03-3211-4111)

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成21年10月29日開催の取締役会において、2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、消費人口の減少やライフスタイルの多様化による消費構造の変化が今般の世界的景気後退により更に顕在化・加速化し、百貨店市場規模は今後も縮小が続くものと想定するなか、2013年度に向けた「高島屋グループ長期プラン」を策定いたしました。本長期プランでは、現下の厳しい環境を「構造改革」の実施および「成長投資」の仕込みの「2つのチャンス」と捉え、強固な経営基盤の確立に取り組んでまいります。「構造改革」では、環境激変を自己変革するエネルギーに転換し、「営業構造改革」「経費構造改革」「グループ構造改革」の3改革を全社一丸となって実行し、「成長投資」では、大型店への集中投資による今後の収益基盤の確保に加え、新たに中国上海市への出店等を推進してまいります。

上記の長期プランに基づく戦略的投資、および来年2月に満期を迎える新株予約権付社債の償還に備えかつ財務の柔軟性を確保すべく、海外市場における本新株予約権付社債の発行の決定に至りました。また、リーマン・ショック後、調達環境は不安定な状態が継続していましたが、足下の海外における転換社債市場の安定化を捉えたものであります。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による発行手取金は、当グループの将来成長へむけた百貨店事業の中国上海出店、及び営業構造改革を支える販売体制最強化のためのシステム投資に係る設備資金、並びに今後予定されている社債償還(平成22年2月満期、約112億円)、有利子負債返済資金に充当する予定であります。

【本新株予約権付社債を発行するに当たっての狙い】

本新株予約権付社債は、時価を上回る高い転換価額を設定することで、当面の一株当たり利益等の希薄化を極力抑制し、既存株主に配慮した設計としております。また、ゼロ・クーポンにて発行することで、将来の金利上昇に備える一方で、当面の金利コストの最小化を図ることにより金融収支の改善が見込めることから、当社にとって最適な資金調達手段と考えております。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

1. 種類

当社がThe Bank of New York Mellon(以下「受託会社」という。)との間で2009年11月16日(予定)(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)付をもって締結する信託証書(以下「信託証書」という。)に基づき発行する2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式(registered form)の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとし、本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

3. 本新株予約権付社債券の数

発行する本新株予約権付社債券の数は20,000枚とし、各本新株予約権付社債につき1枚の本新株予約権付社債券を発行する。なお、最終券面を発行するまで、本新株予約権付社債の総額に係る大券1枚を発行する。また、代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)を発行することがある。

4. 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の102.5%

5. 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額

200億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 各本社債の額面金額

100万円とする。なお、上記3記載の大券の場合は、当該大券に関する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

(3) 本社債の払込金額

本社債の額面金額の100%

(4) 本社債の払込期日及び発行日

2009年11月16日

(5) 本社債の満期償還

2014年11月14日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(6) 本社債の繰上償還

(イ) 当社の選択による繰上償還

① クリーンアップ条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

②税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記7(1)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記7(1)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記7(1)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

③組織再編等による繰上償還

組織再編等(以下に定義する。)が生じた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該組織再編等の効力発生日より前の日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還することができる。

上記償還に適用される償還金額は、下記6(6)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする(但し、償還日が2014年11月1日から同年11月13日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長又は常務取締役松本靖彦が、下記14記載の授権に基づき、下記6(6)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合、取締役会)において、(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部又は実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

④上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)公開買付者が、当該公開買付けにより、当社の知る限り、当社普通株式の上場が廃止となる株式数を取得した場合(但し、当該公開買付けに係る決済の開始日からその時点の事業年度の終了日まで当社普通株式の株主の保有状況に変更がないと仮定する。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けに係る決済の開始日から14日以内に通知したうえで、当該通

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 160%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本④に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が、当該公開買付けに係る決済の開始日から 180 日後の日又は上場廃止の決定日のいずれか早い日より前に生じなかった場合、当社は、当該いずれか早い日から 14 日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

⑤スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 160%とする。)で繰上償還するものとする。

(ロ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2013 年 5 月 16 日に、その保有する本社債を額面金額の 100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、上記繰上償還日に先立つ 20 日以上 40 日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

(7) 償還の場所

下記(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所において支払う。

(8) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(9) 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

本社債には利息は付さない。

(10) 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

The Bank of New York Mellon(主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(11) 本新株予約権付社債に係る名簿管理人

The Bank of New York Mellon

(12) 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(13) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額で直ちに償還しなければならない。

6. 本新株予約権に関する事項

(1) 発行する本新株予約権の総数

20,000 個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 100 万円で除した個数の合計数

(2) 本社債に付する本新株予約権の数

本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の額面金額 100 万円につき 1 個とする。

(3) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 本新株予約権の割当日

2009 年 11 月 16 日

(5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(6)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長又は常務取締役松本靖彦が、下記 14 記載の授權に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記 10 記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結の直前の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値に 1.15 を乗じた額を下回ってはならない。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (7) 本新株予約権を行使することができる期間

2009年11月30日から2014年10月31日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①上記5(6)(イ)記載の当社の選択による繰上償還の場合、償還日の東京における5営業日前の日まで(但し、上記5(6)(イ)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②上記5(6)(ロ)記載の本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合、償還通知書が上記5(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③上記5(8)記載の本社債の買入消却がなされる場合、本社債が消却される時まで、また④上記5(13)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2014年10月31日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債の要項に従って当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の14日後以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- (8) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

- (9) 本新株予約権の行使の効力

上記5(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日の午後11時59

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

分(ロンドン時間)(日本時間では翌暦日)に、本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力が発生する。

(10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、当該組織再編等の効力発生日より前に残存本社債の全部が償還されない限り、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(6)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその 14 日後以内の日)から、上記(7)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(12) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 特約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。)は、(イ)外債(以下に定義する。)に関する支払、(ロ)外債に関する保証に基づく支払又は(ハ)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、

(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を受託会社

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

の満足する若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は(b)受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断するその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てでその額面総額の過半が当社により若しくは当社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であつて、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

8. 準拠法

英国法

9. 発行場所

連合王国ロンドン市

10. 募集方法

UBS Limited 及び Nomura International plc を共同主幹事引受会社兼共同ブックランナーとする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

11. 上場

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

12. 本新株予約権に係るカストディアン

The Bank of New York Mellon

13. 発行可能株式総数の留保

当社は、未行使の本新株予約権の全部が行使された場合に発行される可能性のある株式数を常時当社の発行可能株式総数から発行済株式(自己株式を除く。)の総数を控除して得た数の中に留保する。

14. 条件等決定及び諸契約書に関する承認及び授權

当社の代表取締役社長及び常務取締役松本靖彦に対し、上記5(6)(イ)③、5(6)(イ)④及び5(6)(イ)⑤記載の償還金額の算出方式の詳細を決定する権限並びに上記6(6)(ロ)記載の当初転換価額を上記6(6)(ロ)記載の範囲で決定する権限を付与する。また、本取締役会に提出された様式の本新株予約権付社債に関する引受契約書案、信託証書案及び代理契約書案を承認し、当社の代表取締役及び代理人のそれぞれに対し、必要な修正を加えたくて当該各契約書を作成し、これに署名して交付し、その他本新株予約権付社債の発行及び募集に関し必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を付与する。さらに、当社の代表取締役が信託証書に添付の様式による本新株予約権付社債の大券及び本新株予約権付社債券に自署又は複写式による署名を付し、これを交付することを承認する。また、当社の代表取締役及び代理人のそれぞれに対し、当社の代表取締役又は代理人が必要と考える証券取引所に本新株予約権付社債を上場することを決定し、当該上場に関し必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を付与する。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

15. 目論見書に関する承認及び授権

本取締役会に提出された様式の本新株予約権付社債に関する仮目論見書の案文を承認する。また、当社の代表取締役及び代理人のそれぞれに対し、上記案文に必要な修正を加えたうえで上記仮目論見書を作成し、幹事引受会社に交付する権限を付与し、幹事引受会社がこれを本新株予約権付社債の募集に関し使用することを承認する。さらに、当社の代表取締役及び代理人のそれぞれに対し、上記仮目論見書に必要な修正を加えたうえで本目論見書を作成し、幹事引受会社に交付する権限を付与し、幹事引受会社がこれを本新株予約権付社債の募集に関し使用することを承認する。

16. 幹事引受会社の対価

幹事引受会社に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)と幹事引受会社が当社に払い込む金額である本新株予約権付社債の払込金額の差額を幹事引受会社の対価とする。

17. 資金の使途

本新株予約権付社債の発行による発行手取金は、当グループの将来成長へむけた百貨店事業の中国上海出店、及び営業構造改革を支える販売体制最強化のためのシステム投資に係る設備資金、並びに今後予定されている社債償還、有利子負債返済資金に充当する。

18. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、未決定事項の決定並びに日本及びその他関係諸国における各種の法令に基づく届出及び許認可の取得を条件とする。

19. 当社株式に関する安定操作取引は行わない。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ご参考

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による発行手取金は、当グループの将来成長へむけた百貨店事業の中国上海出店、及び営業構造改革を支える販売体制最強化のためのシステム投資に係る設備資金、並びに今後予定されている社債償還（平成 22 年 2 月満期、約 112 億円）、有利子負債返済資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

百貨店事業の中国上海出店等が収益向上に寄与し、また社債償還資金への充当により金融収支が改善すると考えております

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社では、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営基盤を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社の剰余金の配当につきましては、1 株当たり 5 円とし、中間配当金(5 円)と併せて 10 円を基本に安定配当として継続してまいりたいと考えております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、各店舗の改装など営業力の拡充及び財務体質の強化のための原資として活用させていただく所存であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況（連結）

	平成 19 年 2 月期	平成 20 年 2 月期	平成 21 年 2 月期
1 株当たり当期純利益	54.15 円	32.31 円	10.73 円
1 株当たり配当金	9.50 円	10.00 円	10.00 円
実績配当性向	17.5%	31.0%	93.2%
株主資本利益率	9.9%	6.5%	4.1%
株主資本配当率	1.2%	1.2%	1.2%

(注) 1. 実績配当性向は、1 株当たり配当金を 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

2. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本（期首の自己資本と期末の自己資本の平均）で除した数値であります。なお、算定に用いた自己資本は少数株主持分を含まないものとします。

3. 株主資本配当率は、年間配当金総額を自己資本（期首の自己資本と期末の自己資本の平均）で除した数値であります。なお、算定に用いた自己資本は少数株主持分を含まないものとします。

4. 1 株当たり当期純利益の算定に当たっては、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第 2 号）及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号）を適用しております。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定なため、算出しておりません。決定次第お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成19年2月期	平成20年2月期	平成21年2月期	平成22年2月期
始 値	1,674 円	1,552 円	1,149 円	495 円
高 値	1,893 円	1,566 円	1,245 円	811 円
安 値	1,262 円	1,107 円	490 円	473 円
終 値	1,552 円	1,161 円	510 円	639 円
株価収益率	28.7 倍	35.9 倍	47.5 倍	-

(注) 1. 平成21年3月期の株価については、平成21年10月28日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(3) ロックアップについて

当社は、当該募集に関する引受契約の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、共同主幹事引受会社兼共同ブックランナーの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、新株予約権の行使、株式分割、役員及び従業員向けのストックオプションの付与、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との経営統合に関連するもの、単元未満株式の買増しによるもの、を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。